小倉色紙

壱

へ 13
3312
1

へ
3313
1

茶禮榮

小茶之成恵月紹

巻之壱

一 小遊不京西物語と云事

一 菊四郎法師能の事

巻之弐

一 大神大守と歌と事

大正十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

一 紅玉義女居る由の事

一 書状到来の事

巻之三

一 龍の門開城女と彩記雅と

一 当時助夫桃樹小弟源平と

一 巻之四

一 月年三拾五歳切腹の事

一 月本源遠書状八義と

一 諸ゝ事

巻之五

一 大原を張り三女と彩記雅

一 雄ゝ下ゝ事

巻六

一 [illegible]大守[illegible]

一 柳浦城[illegible]

巻七

一 [illegible]

一 [illegible]二人の女と

巻八

一 白[illegible]男[illegible]人[illegible]

一 明神[illegible]

巻九

一 [illegible]

一 金時平八郎と申し候者一味仕
一 三木山治郎左衛門尉
一 同十一
一 出羽殿助殿為酒と申し参り
一 男鹿殿仕り候者書状遣し申
一 同十二
一 播磨大守忠之と申す国元と申し
一 長谷部殿銀子と申し為と
一 遣し申
一 同十三
一 南条大守の前に於て毒の死と
一 解し申
一 大神院と申し候人数罪し申
一 同十四
一 金時平八郎大神の沸申と

一　知行事
人参切手ニ付松田彦四郎代
事
一　角田出羽と解状入事
一　東国諸事と申事
東国御状

一　小笹原家系并祝儀と者事
一　菊田見法と申者事

小倉之城差こそ

小姫京都京平城倉と為事

[illegible]の道を南へ[illegible]

[illegible]とこそ申すと申す元の事と存ず

[illegible]

[illegible]

人[illegible]

海内小乗[illegible]の参と[illegible]

残りし後漢の人々はいにしへよりもなほ
楊雄宗元の郡郷は是皆一国に並び給
ひしとはいへども天竺まで
流れありてふとりなりける
所にも小笠原家の先祖は代々清和
国と称しけるが其子孫は小笠原代々
とくとく後醍醐帝に属して信濃の
ちに楠判官正成しふくせしとは

の家の王といふ字を書てよめり
のせしみなれども信濃の守にして
まで代々の由緒あるいはまた
手といふ事あり先祖より代々に
みしかども左右の先祖の由緒あり
よそに今の世に
代々国家に連枝の末の
小笠原の宗家小笠原年人

こゝにいつくしき小笠原主人は大守の外様の家柄
なりしが書籍を好み一家の学業を
此人題筆にまかせてときしにしがたく
武衛の経綸をまなびつゝ國政を扱ふ
一國平らけく蔵めしゆゑ四方の
羨人となりし後婿子を武衛の統を継
ぐべき事も中老のうち方に任せよとの
其後身を退き閑居をいたしつゝその

いつとはなしに此の国中の朝廷に預けし
六十の余の老人となりて大殿とぞ申しける
武衛の家をゆづりて中ゝの事をゆだね
わが子の経綸を継して家の
世の中は淫酒を楽しみ其の安
いて後とかく此かしく日を送りて
町人百姓の不自由を見すかしてかく
いひてあつかひにしてかるの家おれど

国中のとのばらわが笠部が威をなく
みなくれ心中には憎みつゝまくどども
よきうつくり見と差しもとの家しゆうを股
あり夜女神の御勢之へいりうさ笠部ヶ對面
聖年のしのんとうらう舎しはもしともうるゝ
こゝえなり観音とつきえやうらさまう者
むくうゆてい須目ときう方わして地獄へやらるゝと
殆ろしるいだりかくえらんとぞ女神の御之

月中の事しらんへ宅相しう内縁にあつまらんが
須目の年しろうつつふくひそつふや
展しのあるにまて綱之の身舎観縁蔵のへ
そのつまうつまで至の衍くらけ憐のわく
知くがおやをそのなし観は内縁のへ
歎御のしのなりまで見てみんしづくと当えん
ゆうがしいかまとえへ七十郎の御稿乃南と
おうち卓とやうけしとう御へとりかうれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

よし内縁にもゆかりの糸ゆへのさまとも
ふるくら徒衆へも妙薬しをつるし
早くいそぎ中にも寄風を折しみ
とゝのふことあまたそのりをせは平癒しけれ
まもなく快気に国序人へゆかりをしてまぐ
天のかる是は少作のしるのおかしく律と
ゆかりなくてゝかしこも心を落て流れ
去れは主人のこころふかきをとゝく心中に大事

時にも今我国の様とあるとうふあつき人へと縁と
主の手前を御見のわれとてワれらの
親とをしりしよし手に御朝身と御心
船ゆかく酌?の批判しすこしろかくき
まつる是をつくる主人桃源を今
おもいは主様につめされの
かへんてしいくとあるへのものワきと
とて主人の心底といふくおもい

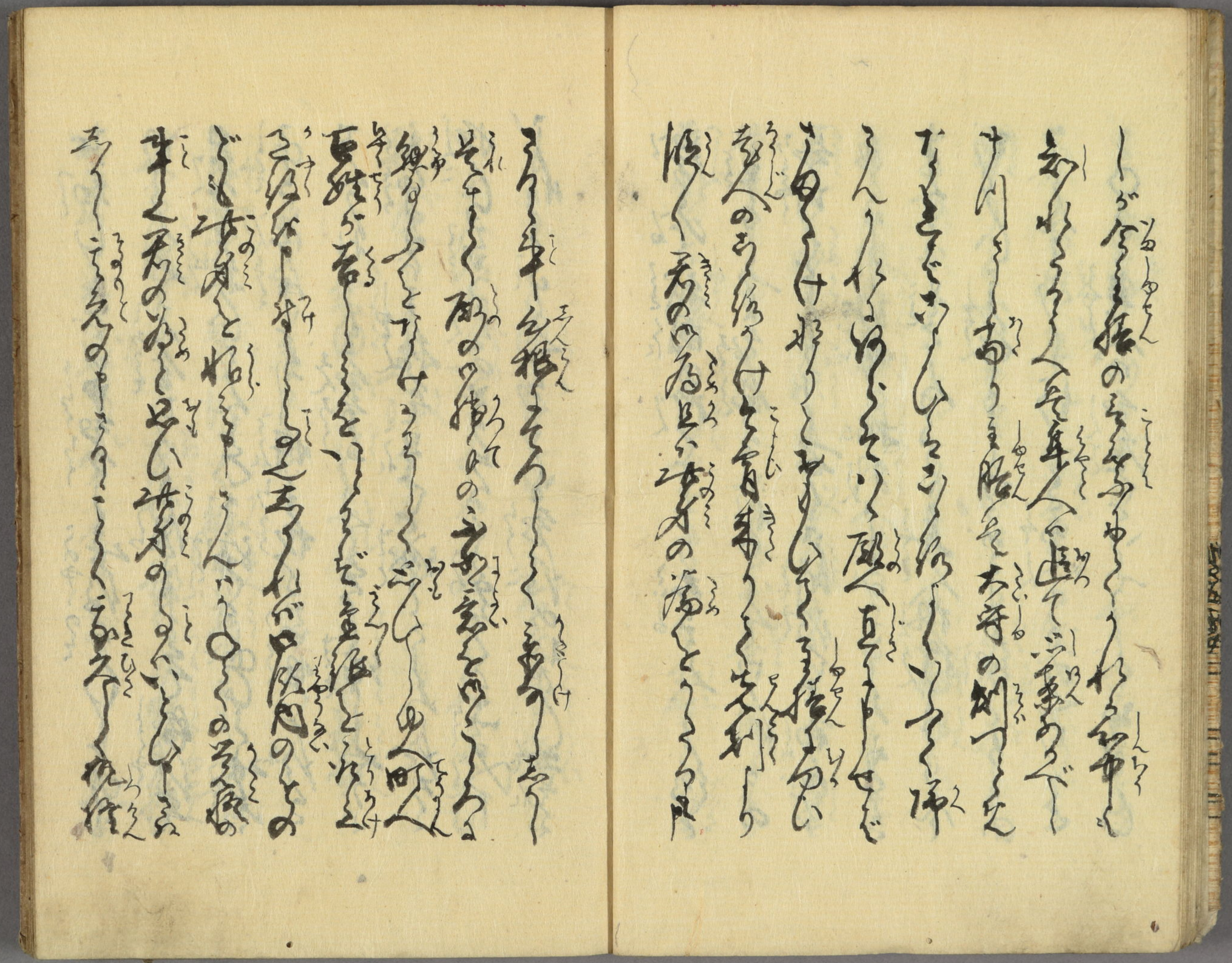

扨勤しまいて後楽寺に此所としてあるの
ゆうくやうん合ちうに[illegible]しそ[illegible]
[illegible]んとも[illegible]いろんまこうの[illegible]と[illegible]
[illegible]浮[illegible]まうし[illegible]をと[illegible]
ちんのわしと[illegible]しくまくし[illegible]やうく
[illegible]ゆのをびに[illegible]をとはしうつゆく
[illegible]ひ[illegible]のとうめのくわうと[illegible]
これしのうくらいしら[illegible]のわかし[illegible]

さてしも聞やとかふ大[illegible]をと
いさゝか源[illegible]まことかくまうしつくしび
我や[illegible]しくく帰りうらゆの
[illegible]日[illegible]と[illegible]月[illegible]
くてうちつまり
[illegible]今思ひにつく[illegible]年[illegible]
[illegible]のをしく[illegible]月[illegible]の
いつかく大[illegible]の[illegible]のうの[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

殿へ直にまいらせんとて萬人の目をかすめ
かくし奥殿へそ老翁をさしとめしかうえ
北斗の中にかくし酒の肴に取すへ
ものにはかゆふしみかく奥殿へつかえ
けうまで様々に誓人のうけよく面をさかせて
二つなき人ものとがしてかけ證くたく
御奥へ御盃をせうひその上にてこそまこと
目をとげられ奥殿の御膳番へまいる

まことに此かき人の一瓦もかくれ行のは同じ氣
大神にて給へり主膳に食を與ふ
たし殿とすぐ一國をも得んと思ふに
第一に家臣の武臣を用ゐる事とし
天下をしろしめす法令を定めつゞかる事
又ゆるのなきで此の世の御心
検使監視を小笠原年人へ仰付けいつきも
臣民しけれし百年をとならんとにす

ましく落首して出しし書付の下へまかり
懐中して名細へ出しこうまの陣所に
地へ隠りくうしが同陣にもしりて西へ出
あつく奥殿へ別りき諸々者者人形り
あつく山井がはてよし奥殿へ西へ出へ出ず
四所の三郎とて其の上の所へ出ゆく
情しく湯文へ仲りし上をとてそうは
弟人出へへ手紙と給へあしらひ心有かう

ゆえ伝ゆへあしくいは此ひとゑ申して家人の
一言じる難し為くしが若かり
おもへと此は依あく同陣に出るしく
出へり三陣の左戦の三の万ゆり升かり之
東文の様に御尊の同陣も世御と知る屋
り帰り大将の四名とるの事は大将の
末代おもしろく東くる仕にせざらる
辰くらる二本松の婦与源郷ようて今年

不案内なり生得病身にて手跡の
まのうきとて親に孝心なく手跡すぐれず
筆はやく一字とも書けしに源氏と
海く蕩芸しくるしきいう俗語の様なら
ゆるの伊勢物語にて其みぬ前の
後生は文字の心しらずしてさぬしる
やかましき事にて是より修文てもんべし
さむさよ行なすなる大学をなしくしの詞
ゆへん指を浚ばかりにしくるしき言葉
今ゆう月は宮の南をゆるす紅人
小謡の丸し指付の蓋節ゆく女神氏
こそ天神より内緒行き縁をうくる
芸能のうちもしひとさへ心にも稽り
人と蔵人は浄瑠璃とるともか町人
百姓のは手で周なるもせずじ四季歌
ものあし山伽の書に白きかるし人の四則を

はし先主の縁なりしかへてありて来命を
入ぞうしも夜のうらつかなく遊楽をまさ
目とも出らりまゆへて名しくの月過らも
さんかのわうく女神さこれとうへて
みしうつうしのしうはら西方へ出かんふろも
のあしてて面ぶらしぶかくてろうさとの
のうすわらせらく遊楽にて極楽の名を
念日してせ母の我りれとうんてさ思ぞをて

一真とも縁の東様せんくしよの御縁へおちまて
うし同仍え浩海序しうすみ行りゆへ
きてさい妖しうしく高西へむさま上りまさ
のおかしうらまも御名ふく弥せんへて
世しうてきゆく目とおろう宮ぶの御所ふ
まさらく喜悦し国中のとの入と候
きうしへ被乗りうちせと紀のうづ
御縁のしとかそ給の御するのしとさひ

しやう軍して目にいりそめくとあかく
父のよの於くは源氏に威勢を流し
めすのさもれさいの御らいにそめのむき
番ま妻人への日延しあらいは鍛練して
けらくてまゆてより如らくを列くて落て徒
めんこと有とをくとらく昨日集へでの人へ
くらひてう心に我をゆ日柄の
またも縁して当年も八そ郎へをとを

若君に文せんとて同所の素性の
源氏に源判官目に損は此縁して
内ろうとして四郎左なくさつきん此
若人のこゝろてころもよろ人のふ維盛卿の
華田のゝ源判官いかに有し出きつ
てうきをうしが全性して当御をゆ人
此剣もの源所へ来るる思してそ
様をしてやりて出くろ以然がう段ゆかの

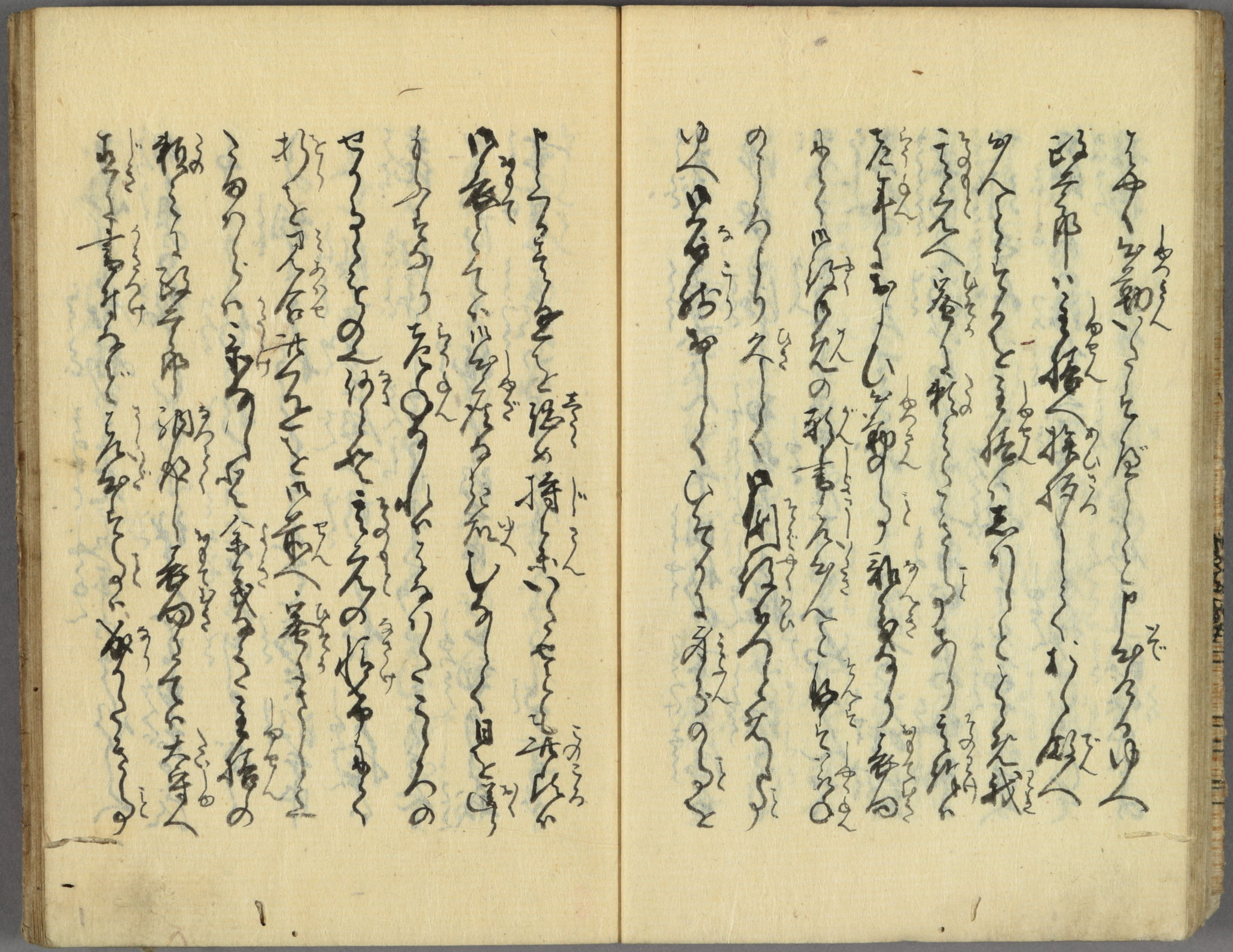

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小倉藩義[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

小金ヶ嶽義経公
衣神大明神と称し奉る事
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

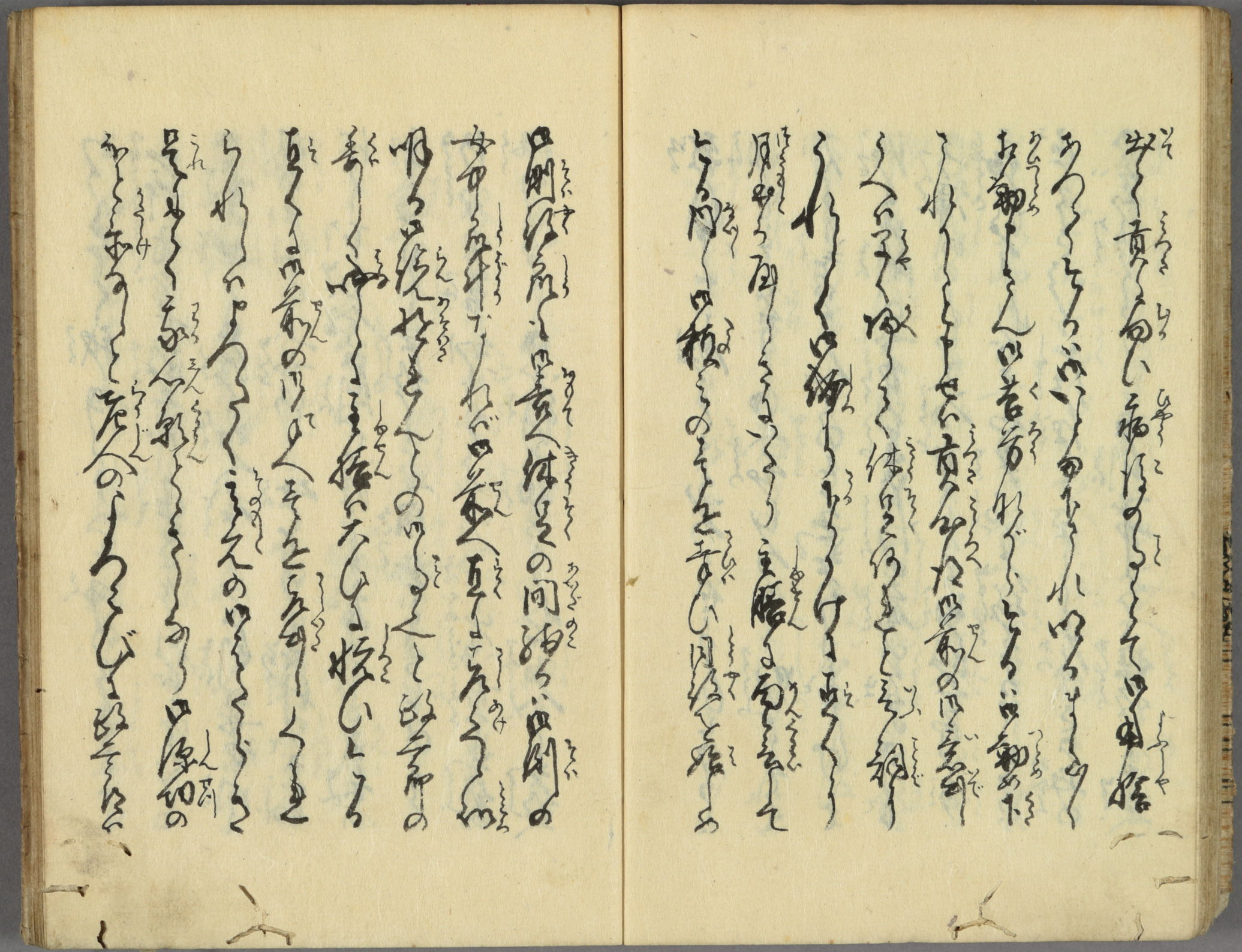

わるとく我ものとなすこと
山伏方の兵法師
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同じく

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
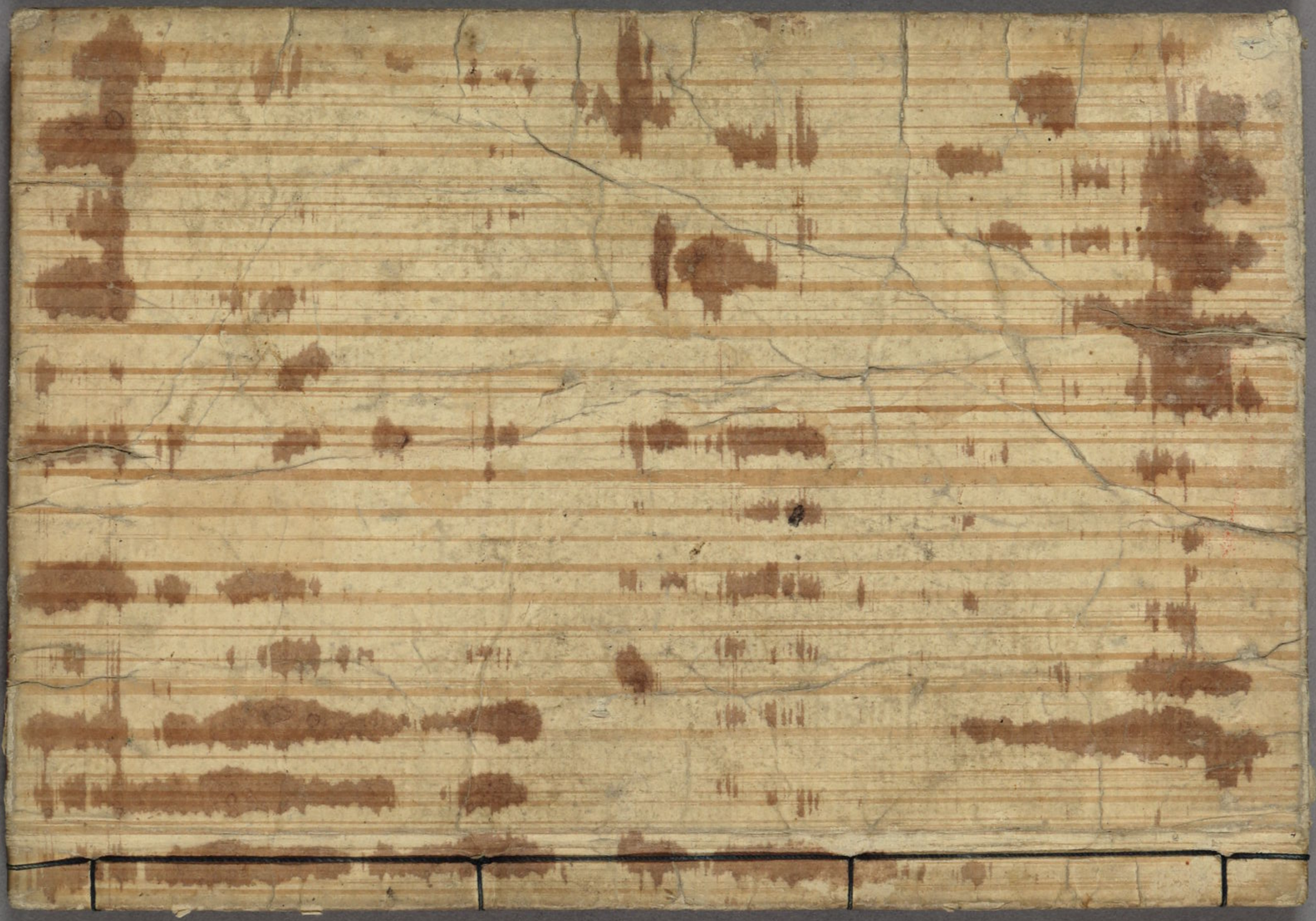
[illegible]